

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

令和3年6月1日

▶ TOPIC 改正高年齢者雇用安定法が施行されています R3.4～

～今まで～
65歳までの雇用確保
(義務)



～新たに～
70歳までの就業確保
(努力義務)

今までの定年制の65歳以上への引上げや、65歳までの継続雇用制度等による65歳までの雇用確保措置に加え、今回、70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となりました。

当面は努力義務であり、70歳までの就業確保の「義務化」ではありませんが、これを機に、**定年の年齢や、継続雇用の年齢の見直しを考えようかな…!!**という皆様に、助成金のご案内です。

65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)



義務化されてしまう前に、前倒しで考えてみませんか？

概要と主な受給要件 … 65歳以上への定年引上げ等の取り組みを実施した事業主に対して助成。

- ① 旧定年年齢を上回る65歳以上への定年引上げ
- ② 定年の定め廃止
- ③ 旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る66歳以上の継続雇用制度の導入
- ④ 他社による継続雇用制度の導入

定年前から1年以上在籍している、60歳以上の雇用保険加入者(対象被保険者)が1名以上いることが前提です

支給額 … 【 定年引上げ 又は 定年の定め廃止 】

	65歳への定年引上げ	66～69歳への定年引上げ		70歳以上への定年引上げ、又は定年廃止
		5歳未満	5歳以上	
対象被保険者数 10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円
対象被保険者数 10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円

【 希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入 】

	66～69歳への継続雇用の引上げ		70歳以上へ継続雇用の引上げ
	4歳未満	4歳	
対象被保険者数 10人未満	15万円	40万円	80万円
対象被保険者数 10人以上	20万円	60万円	100万円

【 他社による継続雇用制度 】

	66～69歳への継続雇用の引上げ		70歳以上へ継続雇用の引上げ
	4歳未満	4歳	
支給額(上限額)	5万円	10万円	15万円



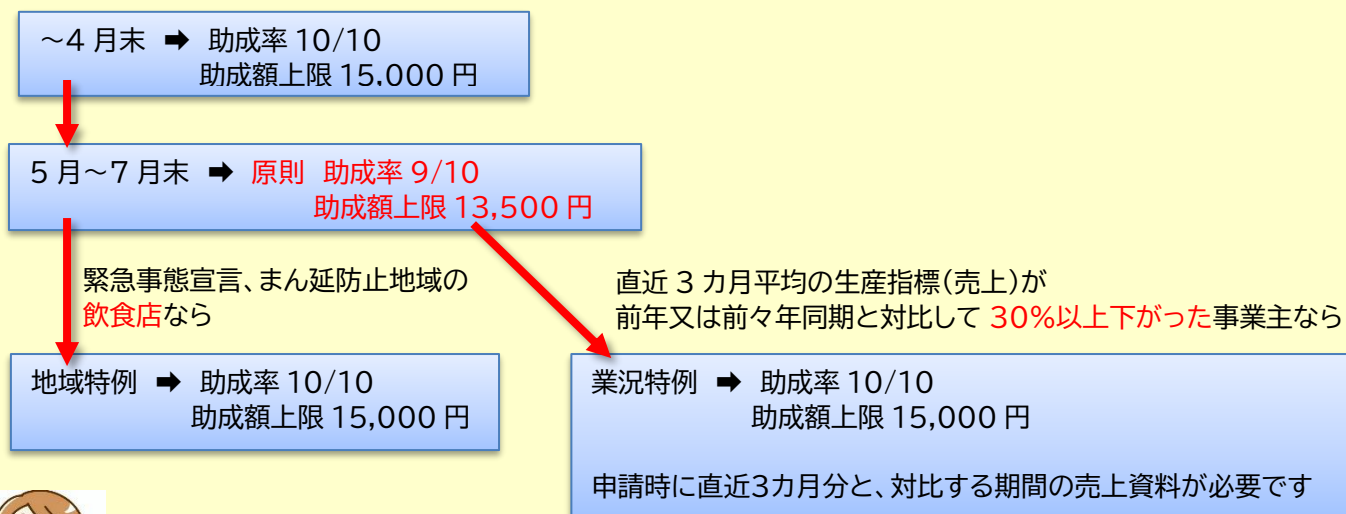
今までに、定年等の引上げを行い、すでに上記助成金を受給されている場合、今回、さらなる引上げを行ったとしても、受給できる助成額は前回受給額との差額のみになります。



▶ TOPIC 雇用調整助成金が7/末まで延長の予定です(5/28 発表)

緊急事態宣言の延長に伴い、雇用調整助成金の特例措置も6/末から7/末へと延長されました。

↓ **なお、5月から助成内容が変わりますのでご注意ください!!** ↓



地域特例、業況特例に該当する場合は、助成率 10/10、助成額上限 15,000円が引き続き適用されます。

▶ TOPIC 今後の手続きについて

今後、労働保険の申告手続きや、年金機構への算定基礎届の提出など様々な手続きが続きます。手続きに際して資料のご用意などをお願いさせていただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

6月~7月 【労働保険料の年度更新・申告】

事務組合委託でないお客様には、労働保険料の申告書(緑色の封筒)が労働局よりお手元に届きます。申告書が届きましたら、お手数ですが弊社までご連絡をお願いいたします。原則、電子申請にて申告しますので、届いた書類をお預かりせず、一部書類のFAX、メール等で対応させていただくこともあります。あらかじめご了承願います。

~ 申告書類等(控え)のお渡しについて ~

事務組合委託のお客様 … R3年度の労働保険料の納付額については、7月初旬に「口座振替のお知らせ」と「納入通知書」を弊社より郵送いたします。
R2年度確定分の「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」については、8月より随時弊社より郵送いたします。

事務組合委託以外のお客様 … 労働保険料の申告が済み次第、6月中旬以降より随時、「申告書の控え」と「納付書(※口座振替の場合はなし)」を弊社より郵送いたします。

【算定基礎届】

年1回、4・5・6月に支給した給与を年金機構へ届出し、9月分以降の社会保険料の等級が決定されます。昇給等によっては、9月分より先に、社会保険料の等級が随時改定される場合もあります。等級変更により社会保険料が変わる場合には、弊社よりその都度、新しい保険料をお知らせいたします。4・5・6月支払い分の給与の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【賞与の支払届】

賞与の支払も年金機構への届出が必要です。賞与を支払われたら、弊社までご連絡ください。

些細なことでも構いません。ご質問、ご相談など、気になることはいつでもご連絡ください。

